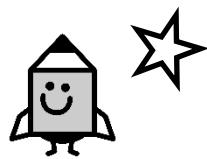


大阪府委託訓練事業

離職者等再就職訓練 募集あんない

★ハロートレーニング～急がば学べ～★



1月開講

募集期間：令和6年11月7日（木）～令和6年12月2日（月）
選考試験日：令和6年12月11日（水）もしくは令和6年12月12日（木）
合否結果発表日（予定）：令和6年12月20日（金）

申込方法について

- ❖ 申込受付期間内に原則として居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談窓口でご相談のうえ、「受講申込書」（窓口に備付）を提出してください。
※ 各公共職業安定所（ハローワーク）の受付時間は、平日（月～金曜日）の午前8時30分から 午後5時15分までです。
(土曜日、日曜日と祝日の受付は行っていませんので、ご注意ください。)
- ❖ 申込時に、写真（上半身、無帽、正面、無背景、縦4.0cm×横3.0cm、裏面に氏名を記入、申込前3か月以内に撮影）を1枚持参してください。
- ❖ 受付窓口で配付される「応募票」及び「質問シート」に必要事項を記入し、「応募票」には写真を貼付してください。
※質問シートは大阪府のホームページでもダウンロードいただけます。（URLは別ページに記載）
- ❖ 「応募票」は選考試験日に必ず持参してください。応募票は再発行しません。紛失されると、選考試験を受験できない場合がありますので、十分注意してください。また、「質問シート」は直接で使用しますので、選考試験日に必ず持参してください。
- ❖ 大阪府及び他機関（国、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び他の都道府県）において実施する他の公的職業訓練との重複申込みはできません。（重複申込みをされた場合、今回の申込みは無効となります。）

申込資格について

- ❖ 求職中（ハローワークに求職登録されている方）で、公共職業安定所長（ハローワーク所長）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けることのできる方
※ 公共職業安定所長（ハローワーク所長）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けて、公共職業訓練もしくは求職者支援訓練の実践コースを受講修了後1年以内の方は、原則として受講できません。
※ 過去1年以内に公共職業安定所長（ハローワーク所長）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けて受講した公共職業訓練もしくは求職者支援訓練を正当な理由なく中途で辞められた方は受講できません。なお、求職者支援訓練の基礎コースを修了された方で、公共職業安定所長（ハローワーク所長）が、連続受講の必要性を認める方については、本訓練の受講が可能です。
- ❖ 企業実習付コースについては、ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な職業訓練の受講が必要であると公共職業安定所長（ハローワーク所長）に判断された方
- ❖ 訓練を受講することによって、早期就職（訓練修了後3か月以内）を希望する方
- ❖ 訓練の実施・受講に伴う調査等に協力できる方（「就職状況報告」の提出を誓約していただきます。）
- ❖ 訓練実施施設のキャリアコンサルティングを受講し、ジョブ・カードの作成支援を受ける方
- ❖ 知識等習得コース及び企業実習付コースの全てのコースに【ひとり親家庭の父母優先枠】を設定しています。
ひとり親家庭の父母以外の方も申込みが可能です。

受講経費について

- ❖ 受講料は無料です。なお、テキスト代、交通費、昼食代等は自己負担となります。
- ❖ 訓練実施施設が指定するテキストについては、必ずご購入いただきます。なお、訓練途中で退校された場合でも、返品・返金はできません。
- ❖ 企業実習付コース、知識等習得コース（デジタル職場実習付コース、介護職員初任者養成研修科、介護福祉士実務者研修科）の受講生は、傷害・賠償保険（職業訓練生総合保険）の加入が必須です。※加入料：1か月まで（1,900円）2か月まで（2,500円）、3か月まで（3,100円）4か月まで（3,700円）、5か月まで（4,300円）、6か月まで（4,900円）
- ❖ 介護職員初任者養成研修科及び介護福祉士実務者研修科において、資格取得のために補講等が必要となった場合、補講等に係る費用が自己負担となる場合があります。金額等の詳細は、訓練実施施設へご確認ください。

選考試験について

- ◆ 選考試験日は、コースにより異なり、訓練実施施設が指定する日時となります。
各訓練実施施設の選考試験日をご確認の上、受講申込書提出後、**12月3日（火）午後5時までに**、訓練実施施設へ電話で必ず予約をしてください。訓練実施施設が指定する時間帯が都合の悪い場合は、希望する時間帯をお伝えください。ただし、希望者数が多いなどにより希望どおりの時間帯で予約できない場合があります。
- ◆ 選考試験時間を予約後、「応募票」の「選考試験日時」欄に記載してください。
- ◆ 選考試験は、個人面接となります。申込み後、公共職業安定所（ハローワーク）で配付される「応募票」及び「質問シート」の全ての項目を事前に記入の上、選考試験当日に必ずご持参ください。「質問シート」は大阪府のホームページからも取得できます。
- ◆ 訓練校が指定した時間に遅刻した場合及び質問シートを忘れた場合は選考試験を受験できない場合があります。
- ◆ 応募者が定員に満たない場合でも、選考試験の結果により訓練を受講できないことがあります。
- ◆ 知識等習得コースの定員のうち5名を上限に、企業実習付コースの定員のうち3名を上限に【ひとり親家庭の父母優先枠】を設定しており、一般受験者は別枠で合否判定を行います。なお、対象となる受験者が、それぞれのコースで6名以上または4名以上あった場合は、優先枠から落選した方を再度、一般受験者に含めて合否を判定します。

選考結果について

- ◆ 選考結果は、合否結果発表日に大阪府のホームページにて発表します。（選考結果確認に係る通信費等は自己負担となります。）ホームページのURL及びQRコードは、選考試験にて配付する「受験票」に記載しています。（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）
- ◆ スマートフォンを所持していない等、ホームページの閲覧が困難な場合にのみ、訓練実施施設からの電話連絡による合否発表をご希望いただけます。
- ◆ 自己の選考結果（得点及び順位）について、合格発表の日から起算して1月の期間において、口頭等所定の手続きにより開示の申出ができます。
- ◆ 受講指示予定のある方については、別途「通勤定期代事前確認調べ」（＊用紙は選考試験日に配付します。）を指定日までに訓練実施施設へご郵送ください。（郵送料は自己負担となります。）

注意事項

- ◆ この訓練の受講生は、学割等の適用は受けられません。
- ◆ 受講申込が少ない訓練は、訓練の実施を中止する場合があります。
- ◆ 各訓練の訓練内容、訓練実施施設の周辺地図や交通機関・最寄駅等はカリキュラムで確認してください。
カリキュラムは公共職業安定所（ハローワーク）窓口または大阪府のホームページでご覧になります。
- ◆ 事前説明会の日程、訓練時間、選考試験日及びテキスト代は、訓練コースによって異なりますので、必ず確認してください。
また、事前説明会の参加を希望される方は、あらかじめ各訓練実施施設に必ず電話予約してください。
- ◆ 訓練実施場所と、説明会会場及び選考試験会場が異なる場合がありますので、予約時に必ず確認してください。
- ◆ キャリアコンサルティング受講等のため、1日の訓練時間が1時間程度長くなる日があります。
- ◆ 公共職業安定所長（ハローワーク所長）の受講指示を受けて入校された方には、雇用保険の失業給付（基本手当・受講手当・通所手当[自宅から訓練実施場所までの最短経路が2km以上で、(1)車やオートバイ、自転車などの交通用具を利用する場合、又は(2)公共交通機関の乗車距離が1km以上の場合]）が支給される場合があります。（詳しくは訓練開始前に必ず受講申込予定の公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。）
- ◆ 公共職業安定所長（ハローワーク所長）の支援指示を受けて入校された方には、職業訓練受講給付金及び求職者支援資金融資を受けることができる場合があります。詳しくは、受講申込予定の公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。
- ◆ 選考試験を辞退した場合を含め、提出書類等は一切返却しません。
- ◆ 受講申込書に記載された個人情報は、当該訓練に関する目的以外には使用しません。
- ◆ 託児サービスの利用は、訓練開始日から修了日までとなります。なお、一時的な利用はできません。

【申込要件等】（※開講月により、適用のない要件があります。）

- ※1……「介護職員初任者養成研修科」及び「介護福祉士実務者研修科」の修了証書交付は、必須科目を全時間受講し、修了評価筆記試験に合格する必要があります。補講を受ける際は、自己負担額が生じる場合があります。金額等の詳細は、訓練実施施設へご確認ください。
- ※2……移動支援従業者養成研修課程、又は同行援護従業者養成研修課程を修了することができます。（修了には一定の要件有り）
- ※3……普通救命講習を修了することができます。（修了には一定の要件有り）
- ※4……【40歳以上の方対象】、【39歳以下の方対象】及び【49歳以下の方対象】の訓練は、訓練開始日時点において当該年齢の方が対象となります。
- ※5……【託児付】コースにおいて託児サービスをご希望の方は、『託児サービスの概要』をご確認の上、窓口にてお申込みください。
- ※6……訓練を受講するにあたり、必要な知識及びスキル等の条件があります。詳しくは『委託訓練カリキュラム（訓練受講生の条件）』をご確認ください。
- ※7……ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているもの）及びWebデザイン関係の資格の取得をめざす訓練コースです。詳しくは『委託訓練カリキュラム』をご確認ください。
- ※8……デジタル職場実習（デジタル分野の訓練に関する職場実習）を実施。